廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、廃棄物の不法投棄の情報提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、長崎県内における廃棄物の不法投棄に関する情報提供について、甲と乙が協力することにより、廃棄物の不法投棄の未然防止、早期発見及び事態の拡大防止を図ることを目的とする。

（実施事項）

第２条　甲及び乙は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。

（１）甲の実施事項

ア　不法投棄を発見した場合の手続を記載したマニュアル及びステッカーの乙に対する配布

（２）乙の実施事項

ア　乙の構成員が、不法投棄を発見した場合、様式１による関係機関への情報提供

イ　乙の構成員に対する本協定の趣旨及び実施事項の周知

ウ　乙の構成員に対するマニュアル及びステッカー等の配布

エ　乙の構成員が円滑な通報を行うために必要な甲との連絡調整

（秘密の保持）

第３条　甲及び通報をうけた市町は、乙の情報提供について、情報提供者の氏名等を外部に漏らしてはならない。

（経費）

第４条　第２条に基づき、甲及び乙が実施する際に要する経費は、甲及び乙がそれぞれ負担する。

（協定期間）

第５条　この協定の期間は、締結日から１年間とし、その後は甲又は乙から特に申し出がない限り、自動的に延長する。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義等が生じたときは、甲乙双方で協議する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

平成２５年　３月２８日

甲　長崎市江戸町２番１３号
長崎県知事　中　村　法　道

乙　大村市雄ケ原町１２９８番地２９
長崎県環境整備事業協同組合
理事長　岩　藤　　守